

「インフルエンザ」登園停止期間早見表

インフルエンザにかかった場合、「出席停止」となります。期間は、「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで」を登園禁止期間と定めています。～学校保健安全法より～

※発症とは発熱の症状が現れたことを指し、日数を数える時は発症日を 0 日目とし、翌日からを発症 1 日目と数えます。両方の条件を満たさなければならないため、たとえ発症後すぐに解熱し、元気になったとしても、発症から 5 日間が経過していなければ登園はできません。

例	発症日	発症後5日間（登園停止期間）					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 解熱した 場合		解熱 	1日目 	2日目 	3日目 		登園 OK! 		
発症後 2日目に 解熱した 場合			解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK! 		
発症後 3日目に 解熱した 場合				解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK! 	
発症後 4日目に 解熱した 場合					解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK! 

※インフルエンザ発症後、こども園へ登園可能になるには、「解熱後 3 日を経過していること」と、「発症後 5 日を経過していること」の 2 つの条件を満たす必要があります。

※朝の検温で解熱が認められた場合、その日が解熱日となり、解熱した次の日が「解熱 1 日目」となります。**夕方の検温で解熱していても、その日は解熱日にはなりません。（解熱日の判断は、朝の検温です。）**

※登園の際は、インフルエンザ経過報告書を保護者が記入し、園まで提出をお願いします。